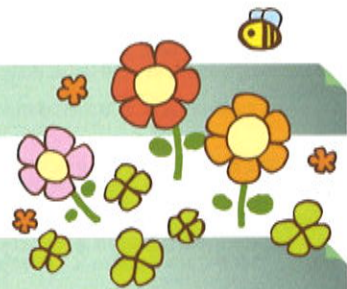


被保険者 (補償の対象者)

知的障害児者または自閉症児者

補償期間 (保険のご契約期間)

2018年4月1日から2019年4月1日午後4時までの1年間



加入方法・掛金

■新規加入 (4月1日加入)

入会申込書兼保険加入依頼書にご記入・ご署名の上、2・3・4枚目を事務局へお出しください。
(5枚目はお客さま控です。)

掛金は口座振替となりますので入会申込書兼保険加入依頼書の金融機関欄もご記入・ご捺印ください。

■掛金… **22,000円**(保険料 19,430円)

口座振替日：5月12日 (金融機関が休日の場合は翌営業日)

締 切 日：3月15日

[継続加入の口座振替日：毎年5月12日 (金融機関が休日の場合は翌営業日)]
※次年度以降、口座振替により自動的に継続されますので手続きは不要です。



■中途加入 (上記締切日以降に加入される場合)

入会申込書兼保険加入依頼書にご記入・ご署名の上、事務局へお出しください。

(次年度以降、掛金は口座振替となりますので、入会申込書兼保険加入依頼書の金融機関欄もご記入・ご捺印ください。)

詳しくは、事務局までお問い合わせください。

**【補償期間:加入日(毎月1日)～
2019年4月1日午後4時】**

締切日…毎月20日

加入日…締切日の翌月の1日

掛 金…右記の掛金表でご確認のうえ、お振り込みください。

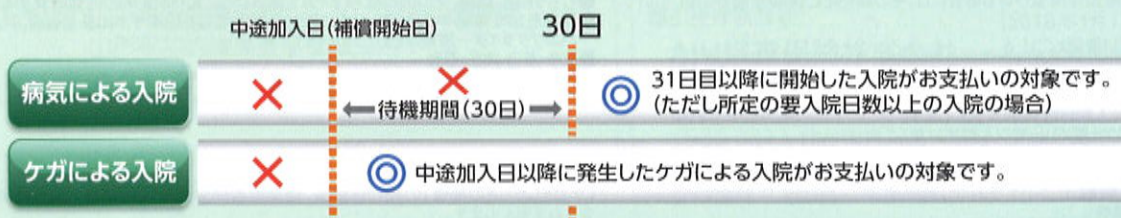
*掛金には制度運営費が含まれています。

*保険料は過去の実績等をもとに加入者10,000名以上の場合の多数割引を適用したものです。

加入日	掛 金 (保険料)
5月1日	20,040円 (17,510円)
6月1日	18,370円 (15,940円)
7月1日	16,530円 (14,330円)
8月1日	14,710円 (12,740円)
9月1日	12,880円 (11,150円)
10月1日	11,020円 (9,570円)
11月1日	9,180円 (7,960円)
12月1日	7,350円 (6,370円)
1月1日	5,530円 (4,780円)
2月1日	3,660円 (3,190円)

※加入日が3月1日の設定はありません。

*当制度に保険期間の途中で加入した場合、入院給付金(2ページ)のお支払い対象期間は下表のとおりとなります。病気による入院については、ご加入日(補償の開始日)からその日を含めて30日を経過した日の翌日以降に開始した入院がお支払いの対象となりますのでご注意ください。



補償概要

この補償概要の詳細については担当代理店・扱者または引受保険会社にお問い合わせください。

●被害事故への弁護士費用等の補償(国内補償)

弁護士費用等補償特約

■保険金をお支払いする場合

被保険者が保険期間中に日本国内において次の①～⑤の被害事故を被るにより、損害賠償請求を行うために損害賠償請求費用を負担した場合、または弁護士等(注1)への法律相談を行うことにより法律相談費用を負担した場合

①偶然な事故により被保険者が被った身体の障害または財物の損壊

②消費者被害(注2)

③被保険者が所有する財物を盗取、詐取または横領されること

④不当解雇

⑤虐待(注3)

(注1) 弁護士、司法書士または行政書士をいいます。

(注2) 被保険者が最終消費者として価格が10万円以上の物品を購入したことにより経済的な不利益を被ることをいい、かつ、その原因が以下の事由によるものとします。

(イ) 事業者の虚偽または誇大な広告その他事業者による消費者の利益を不当に害する行為

(ロ) 事業者による消費者の自主的な選択または合理的な選択を阻害する行為

(注3) 虐待とは、障害者に対する虐待をいい、具体的には以下の行為、または以下の行為に該当すると疑われるものをいいます。

(イ) 身体に外傷が生じ、もしくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく身体を拘束すること

(イ) わいせつな行為をすること又はわいせつな行為をさせること

(ロ) 著しい暴言、著しく拒絶的な対応その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと

(ニ) 障害者を衰弱させるような著しい減食、長時間の放置、(ア) から(ウ) に掲げる行為と同様の行為の放置等、養護を著しく怠ること

(ハ) 財産を不当に処分することその他障害者から不当に財産上の利益を得ること

■お支払いする保険金

1回の被害事故につき、損害賠償請求費用保険金は200万円、法律相談費用保険金については5万円(1回の相談につき1万円)をお支払いの限度とします。なお、被害事故が虐待である場合、初年度契約の保険始期から180日以内に発生した虐待については保険金をお支払いしません。

■保険金をお支払いしない主な場合

保険金をお支払いしない主な場合

次の事由によって生じた損害

● 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失

● 被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為

● 被保険者が受けた診察等の医療行為

● 専ら被保険者またはその使用者の用に供される財物および被保険者またはその使用者の業務に関連して受託した財物の損壊

…など

●職務中の他人への身体の障害、財物損壊の補償(国内外補償)

職業従事事故対応費用補償特約

■保険金をお支払いする場合

被保険者の就業中または職業訓練中の行為による保険期間中の偶然な事故により、他人の身体の障害または財物の損壊が発生した場合

■お支払いする保険金

被害者へお支払いする次の見舞金・治療費用、財物の修理費用の合計額から自己負担額(3千円)を控除した額をお支払します。ただし、お支払いする保険金は、1回の事故につき自己負担額を限度とします。

①被害者見舞・治療等費用

(イ) 見舞金、見舞品購入費用として負担した費用。ただし、以下の金額を限度とします。

被害者が死亡した場合 10万円 被害者が入院した場合 2万円

(ロ) 被害者の内科処置、外科処置、X線検査、歯科処置、緊急移送、入院、補てつ装置および職業看護師雇入れのために現実に支出した通常要する費用およびそれらに伴う交通費等

(ハ) 葬祭費用

②損壊財物復旧費用

■保険金をお支払いしない主な場合

次のいずれかの事由によって生じた損害

● 他人の物を損壊した被保険者、被保険者の使用者または個人賠償責任補償における被保険者の故意

● 同居の親族に対する身体障害または財物損壊

● 被保険者の使用人が被保険者の事業に従事中に被った身体の障害

● 被保険者の占有を離れた財物、または終了した仕事の結果に起因する身体の障害または財物の損壊

● 財物の目滅りまたは原因不明の数量不足

● 作業によって通常避けることのできない変色、摩耗、品質劣化等

● 通常の作業工程上生じた修理または加工の拙劣または仕上不良等

● 冷凍・冷蔵装置の電気的・機械的事故、破損、変調、故障または操作上の誤りによる温度変化などによる装置内の財物損壊

●他人に損害を与えたときの補償(国内外補償)

個人賠償責任補償

■保険金をお支払いする場合

被保険者が、次の事故により他人にケガをさせたり他人の物に損害を与えて法律上の賠償責任を負った場合

・ 本人の居住用の住宅および同一敷地内の不動産の所有、使用または管理に起因する偶然な事故

・ 被保険者の日常生活に起因する偶然な事故

(注) 本人の他、本人の親権者、本人の配偶者およびそれらの者の同居の親族または別居の未婚の子、本人の法定監督義務者(※)も被保険者となります。ただし、法定の監督義務者(※)は本人に対する監督義務に關する事故に限ります。また、本人と本人以外の被保険者との続柄は、損害の原因となった事故発生の際におけるものをいいます。

(※) 監督義務者に代わって本人を監督する者を含みます。ただし、本人の親族(6親等以内の血族、配偶者および6親等以内の姻族)に限ります。

■お支払いする保険金

法律上の損害賠償金、訴訟費用などをお支払します。損害賠償金は、1回の事故につきご加入の個人賠償責任保険金額を限度とします。

※賠償金額の決定にあたっては、事前に引受保険会社の承認が必要です。その際に、保険会社は被害者との示談、調停などの法律行為を行うことができませんが、被害者からの損害賠償請

求に対して、その解決に当たるための助言、協力を行うことができます。

※同一の補償を提供する他の保険契約などがある場合でも、受け取られる金額が損害額を超えることはありません。

※他人の物を損壊した場合、それを新しく購入した金額をお支払いする保険ではありません。破損物が事故日時時点でどれくらいの価値であるか(時価額)を算出し、その金額がお支払い金額となります。ただし修理可能な場合は修理代金でのお支払いとなります。(万一、修理代金の時価額を超えた場合は時価額でのお支払いとなります。)

■保険金をお支払いしない主な場合

保険金をお支払いしない主な場合

次の事由によって生じた損害

● 故意

● 地震・噴火またはこれらによる津波

● 職務遂行に直接起因する損害賠償責任(仕事上の損害賠償責任)

● 自動車などの所有・使用・管理による損害賠償責任

● 心神喪失による損害賠償責任

● 同居の親族に対する損害賠償責任

● 他人から借りたり預ったりした物に対する損害賠償責任

…など

●病気やケガで入院したときの補償(国内外補償)

傷害疾病入院諸費用保険金

■保険金をお支払いする場合

被保険者が病気を発病またはケガを被り、その直接の結果として補償期間中に開始した入院が所定の要入院日数以上となった場合

※病気については、補償期間開始以前の発病についてもお支払いの対象となりますが、ケガについては、補償期間開始後に被り、かつ、事故の日からその日を含めて180日以内に医師の治療を開始した場合にお支払いの対象となります。

※当制度に中途で加入された場合、病気による入院についてはご加入日(補償の開始日)からその日を含めて30日を経過した日の翌日以降に開始した入院がお支払いの対象となります。

■お支払いする保険金

所定の要入院日数以上入院した場合、要入院日数以上以降の入院1日につき傷害疾病入院諸費用保険金をお支払します。ただし、補償期間を通じて30日を限度とします。

■保険金をお支払いしない主な場合

次のいずれかにより、被保険者が被った病気またはケガ

● 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失によって被った病気またはケガ

● 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為によって被った病気またはケガ

● 被保険者の麻薬、あへん、大麻、覚せい剤、シンナーなどの使用によって被った病気またはケガ。ただし、治療を目的として医師がこれらの物を用いたことによるものである場合は、保険金をお支払いします。

● 被保険者のアルコール依存、薬物依存または薬物乱用によって被った病気もしくはケガ。ただし、治療を目的として医師がこれらの物を用いたことによるものである場合は、保険金をお支払いします。

● 放射線照射や放射能汚染によって被った病気またはケガ

● 被保険者の妊娠または出産

● 頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)または、腰痛その他の症状で医学的他覚所見のないもの

…など

次の事由により被保険者が被ったケガ

● 地震もしくは噴火またはこれらによる津波

● 被保険者による自動車、バイク(原動機付自転車を含む)などの無資格運転・酒気帯び運転

…など

●ケガをしたときの補償(国内外補償)

■保険金をお支払いする場合

死亡保険金

被保険者がケガにより、事故日を含めて180日以内に死亡した場合

後遺障害保険金

被保険者が被ったケガにより、事故日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合

入院保険金

被保険者がケガにより入院した場合

通院保険金

被保険者がケガにより通院(通院に準じた状態(※)および往診を含みます。)した場合

(※) 骨折・脱臼・靭帯損傷などで、保険の約款に定める部位(長管骨・脊柱などを固定するためにギプスなどを常時装着した状態)をいいます。

手術保険金

被保険者がケガにより、事故日を含めて180日以内に所定の手術を受けた場合

■お支払いする保険金

死亡保険金

ご加入の死亡保険金額の全額をお支払します。

(注) 既に支払った後遺障害保険金がある場合には、その額を死亡保険金額から差し引いてお支払します。

後遺障害保険金

後遺障害の程度に応じてご加入の後遺障害保険金額の4%~100%をお支払します。

(注) お支払いする保険金は、保険期間を通じて、後遺障害保険金額が限度となります。

入院保険金

[ご加入の入院保険金日額×入院日数]をお支払します。

(1事故につき、事故日を含めて180日以内の入院が対象)

通院保険金

[ご加入の通院保険金日額×通院日数]をお支払します。

(1事故につき、事故日を含めて180日以内の通院のうち90日限度)

手術保険金

①入院中に受けた手術の場合 入院保険金日額×10=手術保険金の額

②①以外の手術の場合 入院保険金日額×5=手術保険金の額

(注) 1事故について1回の手術に限ります。

■保険金をお支払いしない主な場合

次の事由によって生じたケガ

● 故意または重大な過失

● 自殺行為、犯罪行為または闘争行為

● 自動車・バイク・クレーン車などの無資格運転・酒気帯び運転・麻薬などを使用するの運転中に被ったケガ

● 病気・心神喪失などおよびこれら原因とするケガ(例えば歩行中に病気により意識を喪失し転倒したためにケガをした場合など)

● 妊娠・出産

● むちうち症、腰痛、その他の症状でそれを裏付けるに足る医学的他覚所見のないもの

● 特に危険な運動中のケガ(ビックルなどの登山用具を使用する山岳登山、スカイダイビング、

ハンググライダー搭乗など)

● 戦争・革命・内乱・暴動

● 放射線照射・放射能汚染

…など

●地震などによる傷害(ケガ)の補償

地震・噴火・津波危険補償特約

■保険金をお支払いする場合

被保険者が、地震、噴火またはこれらによる津波によりケガを被った場合

■お支払いする保険金

「ケガをしたときの補償」の死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金、手術保険金をお支払します。

■保険金をお支払いしない主な場合

「ケガをしたときの補償」の保険金をお支払いできない主な場合と同じです。